

各 位

高梁市総務部監理課長

電子入札システムによる入札・開札について

平成27年10月23日以降に開札執行する建設工事、測量・設計コンサルタント業務について、次のように取り扱いますので、よろしくお願ひします。

記

1. 入札通知

- ・原則として毎月第1、第3火曜日(午前中)に、電子入札システムのメール送信で、指名通知を行います。ただし、9月・12月・3月・6月の第3週については、同週の後半(木・金曜日)に行います。
- ・指名通知をメール送信したあと、1件以上の指名業者には「通知送信した旨」の FAX を送付する予定です。ただし、工事名等の表示、指名件数等は記載しません。
- ・再入札(2回目入札)のメール送信をしたときは、電話連絡する予定です。

2. 設計図書に関する質問及び回答

- ・質問書(任意様式)の提出は、下に記載する翌週開札の案件(コンサルタント業務)については、通知送信日から4日以内(通常金曜日まで)、2週間後開札の案件については、通知送信日から10日以内(翌週木曜日まで)とし、監理課宛に FAX で送付してください。ただし、週末に通知送信したとき又は休日連続するとき(開札日が3週間後の場合)は、開札日の前週の水曜日までとします。
- ・質問回答は、電子入札システムの設計図書ダウンロード画面の「設計図書に対する回答書」のファイル添付とします。入札金額積算又は登録前に必ず確認してください。

3. 入札金額登録(応札)

第1回入札

- ・通知の受領を確認したら、設計図書をダウンロードして積算し、電子入札システムに入札金額を入力(工事の場合は積算内訳書を添付。押印不要。)して登録してください。
- ・内訳書の工事価格(税抜き)と入札金額が一致していないと失格となります。
- ・登録後に入札金額の訂正、撤回はできません。
- ・入札登録期間は、開札予定日の前日午前9時から開札予定時間の5分前までとします。

第2回(再入札)

- ・再入札(2回目入札)の金額登録は、原則として1回目開札日の午後1時から午後4時までとします。
- ・建設工事の積算内訳書添付は不要ですが、2回目入札額が低入札価格調査に該当する場合は、別途積算内訳書提出を求めることがあります。(紙提出の内訳書は、押印が必要)

4. 入札辞退

- ・電子入札システムで「辞退」を登録してください。(登録後の撤回はできません。)
- ・入札登録の後、やむを得ないと認められる理由により「辞退」するときは、辞退届書を提出してください。(この場合、既に入札登録された入札書は無効となります。)
- ・再入札(2回目入札)の辞退は、1回目同様に電子入札システムで「辞退」登録してください。

5. 開札執行

工事

- ・通常は入札通知から2週間後の木曜日に開札しますが、積算期間中に休日が多いときは3週間後の木曜日を基本とします。(いずれの場合も金曜日となることがあります。)

測量、設計コンサルタント業務

- ・特殊な業務を除き指名通知の翌週の木曜日に開札します。特殊な設計業務等で積算に時間を要するものは2週間後の木曜日に開札の予定です。

共通

- ・開札は午前9時から正午までの予定とし、再入札(2回目入札)の開札は同日午後4時以降に

行います。ただし、指名通知が木・金曜日になった場合は、前記の「翌週の木曜日」は「2週間後の木曜日」に、「2週間後の木曜日」は「3週間後の木曜日」になる予定です。

また、木曜日が休日のときは、開札日を前後の曜日に振り替えます。

6. 開札への立会

- ・電子入札の開札に立会いを希望する場合は、開札予定日の前日（予定日の前日が休日
のときは、休日の前日）午後5時までに、開札立会申込書（任意様式）を監理課へ提出し
てください。
- ・立会場所は、監理課の窓口とし、事務室（開札室）への立入りは認めません。

7. 入札結果通知、契約書送付等

- ・落札決定、不調（1回目に予定価格の範囲内での入札がない場合又は2回目応札者が1
人の場合）、不落（2回目の入札でも落札者が決定しない場合）、落札保留（低入札価格
調査の場合）の各結果通知は、電子入札システムで送信します。（書面通知はしません。）
- ・各者の入札金額等結果の内容は、電子入札システムで確認してください。
- ・落札業者への契約書送付は、監理課からのメール送信とします。受信された業者におい
て、ダウンロード、印刷して、記名・押印、印紙貼付けを行い、監理課又は発注担当課へ
提出してください。

8. 入札棄権（無断欠席）の取扱い等

- ・電子入札の応札を2件連続して行わなかった（棄権＝無断欠席）場合、又は1件目の棄権
から1年以内に再度棄権した場合は、入札に対する不誠実な行為として、指名停止等措
置の対象とします。（入札者が「辞退」の意思表示をせず、応札を忘れていた場合を含む。）
- ・入札登録後の辞退届等の理由が「金額誤り」又は「金額誤りによる契約辞退」などである
ときは、公正な取引の秩序を乱したと認められるとして、指名停止等措置の対象となる可能
性があります。